

津市公衆浴場に対する補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号）第 20 条の規定に基づき、本市の区域内で公衆浴場業（以下「浴場業」という。）を営む者の団体である津市公衆浴場組合に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、目的、交付の対象となる経費の内容及び交付額は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助金の名称

「津市公衆浴場組合補助金」と称する。

(2) 補助金交付の目的

公衆浴場は、市民の保健衛生上日常生活に不可欠な施設であり、浴場業は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）及び物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令等に基づき経営されているが、経営不振のための助成措置を講じ、市民の快適な憩いの場である公衆浴場にすることを目的とする。

(3) 補助金の対象となる経費の内容

浴場に要した水道料金相当額とする。

(4) 補助金の交付額

前号に規定する額の 2 分の 1 を限度として、予算で定める範囲内において定めるものとする。

(委任)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市公衆浴場に対する補助金交付要綱（昭和 48 年津市訓第 2 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこ

の訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。